

入札の条件(準備期間確保工事の場合)

福島県南会津建設事務所

1 入札の条件等

- 入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。
- (1) この工事は、準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間内に着工日を任意に設定できる。
 - 準備期間を活用する場合の取り扱いについては、下記によるものとする。
 - ア 準備期間を活用する受注者は、契約締結日までに、別紙様式により工事の始期及び終期を報告するものとする。
 - イ 「工程表」は、着工日の前日までに提出するものとし、「現場代理人及び主任技術者等通知書」も同時に経歴書を添付して提出することとする。
 - ウ 準備期間確保工事に係る前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第35条による。
 - エ 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。
 - オ 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
 - (2) 工事請負契約書
 - 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。

[別記] 特約条項

- 第〇 約款第3条第1項に定める工程表については、着工日の前日までに提出するものとする。
 - 第〇 受注者は、前払金の支払の請求は、着工日以前にはできないものとし、その他については、約款第35条による。
 - 第〇 受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者負担とする。
 - 第〇 契約締結の日から着工日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
- (注 これらの特約条項は準備期間を活用する場合に特約することとし、準備期間を活用しない場合は特約しない。)